

津市幼稚園・小中学校在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における市立幼稚園、私立小学校及び市立中学校（以下「学校」という。）における適正な規模及び配置を含む今後の学校教育の在り方に関し広く意見を聴くため、津市幼稚園・小中学校在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、合併に伴い広域となった本市の区域、地域における特性など本市固有の事情、社会情勢を踏まえ、学校の適正な規模及びその配置を含め、学校教育の活性化等今後の本市の学校教育の在り方について検討することとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育研究支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。